

2018年8月17日

財務大臣 麻生 太郎 殿

公務労組連絡会
議長 猿橋 均

公務員賃金等に関する要求書

人事院は8月10日、国家公務員給与にかかわって、月例給および一時金の改定などを内容とした勧告・報告を内閣と国会に対しておこないました。

勧告の内容は、私たちの生活と労働実態からすれば非常に不満なものです。政府が真剣に景気回復や地域経済の活性化をすすめるのであれば、770万人の労働者に直接影響する公務員賃金の社会的影響力をふまえ、政府が率先して大幅賃上げをおこない、すべての労働者の賃金改善につなげていくことが重要です。

また、年金支給開始年齢の繰り延べのもとで、雇用と年金の確実な接続は重要な課題であり、その間の生活水準を維持することができる賃金と諸手当の改善が必要です。くわえて、定年後の公務員労働者が賃金水準を下げられることなく保有する知識や経験をいかした働きがい・やりがいのある仕事の確保を行うことは、国民・住民に対する公務・公共サービスの充実につながります。そのためにも、定員の柔軟な管理や定年引き上げが必要です。

非常勤職員の待遇改善は、政府挙げての課題であり、速やかな改善を図ることが求められています。同時に、雇用の安定を図ることが非常勤職員の最大の要求であることから、「公募要件の撤廃」や公開公募のあり方を見直すことが必要です。

以上をふまえ、給与関係閣僚会議での人事院勧告の取り扱いにあたって、貴職が下記要求にそって公務労働者の賃金・労働条件の改善に力を尽くすよう求めます。

記

- 1、職員の働きがいや仕事に対する意欲を高めるため、また、公務員賃金の持つ社会的影響力をふまえ、初任給をはじめ公務労働者の賃金・労働条件の積極的な改善をはかること。
- 2、臨時・非常勤職員の賃金・労働条件改善をはかり、均等待遇を実現すること。
- 3、雇用と年金の確実な接続をはかるため、賃下げのない定年延長を早期に実現すること。当面、フルタイム再任用の定員は別枠とともに、希望者全員の再任用を保障すること。また、再任用職員の賃金・諸手当は、年金支給開始までの生活を維持するにふさわしく改善すること。
- 4、これらの事項を実現するために必要な財源を確保すること。
- 5、地方自治体、独立行政法人等の賃金決定に不当な介入・干渉をおこなわないこと。
- 6、労働基本権の全面回復など憲法とILO勧告に沿った民主的公務員制度を確立すること。(以上)